平成３０年（フ）第１号
松江市浜乃木１丁目21番23－206号　カサローゼ浜乃木パートⅡ、前住所鳥取市大覚寺150番地65
債務者　野村　晋也
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６５号
広島市安芸区中野東５丁目21番20－101号　Ａ棟
債務者　渡部　理佳
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７０号
広島市中区榎町７番21－205号
債務者　渡邊　沙織
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１０号
広島県安芸郡海田町大立町６番４号
債務者　中田　春子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２６号
広島市西区三篠町３丁目６番９－501号
債務者　得井　順子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
広島県安芸高田市吉田町竹原1759番地１　清風荘、前住所広島県安芸高田市吉田町山手959番地26
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第９号
広島県安芸高田市吉田町竹原1759番地１　清風荘、前住所広島県安芸高田市吉田町常友1297番地２　第１みつや寮102
債務者　高橋　基大
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第２２号
香川県観音寺市豊浜町姫浜1294番地６
債務者　秋山　和己
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第５１２号
福岡市東区箱崎１丁目27番21－1202号
債務者　松本　　岬
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５３６号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬４番302号
債務者　諸岡　千絵
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５３７号
福岡県糸島市二丈深江514番地10
債務者　江藤　暢一
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５５４号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番20－412号
債務者　上野　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７３号
福岡市中央区春吉２丁目12番16－605号
債務者　吉村　直人
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２１号
鹿児島県出水市中央町1487番地　コーポチヨコ２号
債務者　山崎　信広
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
鹿児島県薩摩川内市平佐町581番地１
債務者　別府　由美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
岩手県花巻市野田365番地１　野田住宅６号
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部